

糸島市補助金設計書

所管課 農業振興課

補助金名称	農業近代化資金利子補給補助金
区分	利子補給事業補助
該当例規等	農業近代化資金融通法 福岡県農業近代化資金利子補給規程 糸島市農業近代化資金利子補給規程

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策 __ 農業における持続的な担い手を育成する

1 補助の目的

経営意欲と能力がある農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図る上で必要な資金であって民間融資機関が貸し付ける資金について、国等が利子補給を行う措置を講ずることにより、農業者等の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。

2 成果指標

成果指標：3年以内に離農する農業者の数
目標値：令和2年度 0人

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
農業（畜産業含む。）者に対し、農業近代化資金を貸し付ける事業
補助対象者
農業近代化資金を貸し付ける融資機関（受益者 農業者）

4 補助対象(外)経費

利子補給の対象となる資金の種類
農業近代化資金融通法施行令第2条に定める資金

5 補助率・補助限度額、積算根拠

上期（1～6月）、下期（7～12月）の年2回、融資平均残高に対し国・県・市が負担

利子補給率
市：年1.0パーセント以内（期間3年以内）
県：年1.25パーセント（最長15年間）
国：期限なし 差額分

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

制度が存続する限り